

## (g) 自己申告(self-reporting)、協力および責任の承諾

複数の項目が該当する場合、最高ポイントを使用すること。

- (1) 団体が、(A)開示または政府の捜査が入る恐れが差し迫る前であって、しかも(B)犯罪の存在を知った後、合理的に早期の期間内に、適切な政府当局に犯罪を報告し、捜査に完全に協力し、かつ、その犯罪行為に対する責任の認識および積極的承諾を明白に表明した場合、5 ポイントを減点する。または、
- (2) 団体が、捜査に完全に協力し、かつ、その犯罪行為に対する責任の認識および積極的承諾を明白に表明した場合、2 ポイントを減点する。または、
- (3) 団体が、その犯罪行為に対する責任の認識および積極的承諾を明白に表明した場合、1 ポイントを減点する。

## 注釈

## 適用注釈:

1. 「実質的権限を有する職員」、「目こぼした」、「故意に犯罪を無視」、「類似の非行」、「従前の刑事判断」および「法律違反を予防および発見する有効なプログラム」は、§ 8A1.2 (適用指示 — 団体) の注釈に定義されている。
2. 第(b)項の目的上、「団体の部署(unit of the organization)」とは、団体の合理的に別個の活動単位を意味する。例えば、大規模な団体には、部局(divisions)または子会社(subsidiaries)等の大きな部署が幾つか存在するであろうし、当然、これらの大きな部署の中には、製造、マーケティングまたは会計業務等に専門化された、より小さな部署がたくさん存在するであろう。この定義の目的上、これらの種類の部署は全て、「団体の部署」という用語の中に含まれる。
3. 「団体の上級職員」は、§ 8A1.2 (適用指示 — 団体) の注釈に定義されている。職員数 200 人以上の部署に関しては、「団体の部署の上級職員」とは、かかる部署の方針を設定したはかかる部署を管理(control)する、部署内の代理人を意味する。例えば、職員数 200 人の部署の管理職たる代理人(managing agent)が犯罪に参加していた場合、(b) 項(3)号に基づき 3 ポイントが追加されるが、もし、かかる団体の職員数が 1,000 人であり、かつ、職員数 200 人の部署の管理職たる代理人が、同時に、団体全体の上級職員の中の一人であった場合には、(b) 項(2)号に基づき(3 ポイントではなく)4 ポイントが追加される。
4. 第(b)項にある浸透性(pervasiveness)は、事案毎の判断を要し、犯罪に参加し、犯罪を目こぼし、もしくは故意に犯罪を無視していた、実質的権限を有する職員の中の個人の人数および責任の度合に左右される。かかる個人らが、比較的高度の権限を行使してい

た場合、浸透性が認定されるためには、より少ない人数の個人が関わっていただけで足りる。浸透性は、団体全体として、または団体の部署内のいずれでも発生し得る。例えば、犯罪が行われたのは、職員数 1,000 人の団体の中であるものの、犯罪の許容性が浸透していたのは、職員数 200 人の団体の部署の中だけであった場合(であって、しかも、団体の上級職員が一人も、犯罪に参加し、犯罪を目こぼし、もしくは故意に犯罪を無視していなかった場合)、(b)項(3)号に基づき 3 ポイントが追加される。しかし、もしこれが、同じ団体の中で発生し、犯罪の許容性が浸透していたのが、団体の全体であるか、または、団体の上級職員の中の個人が犯罪に参加していた場合には、(b)項(2)号に基づき(3 ポイントではなく)4 ポイントが追加される。

5. 第(c)項および(d)項で使用されている「別個に管理されている業務分野 (separately managed line of business)」とは、営利団体(for-profit organization)の従属的な一部門(subpart)であって、独自の経営陣(management)を持ち、より高位の経営権限からの高度の自治権(high degree of autonomy from higher managerial authority)を有しており、かつ、自身の独立した(separate)会計簿を維持しているものである。法人の子会社および部局は、しばしば、別個に管理されている業務分野である。(c)項上、別個に管理されている業務分野を有する団体の、過去の経緯の決定にあたっては、当犯罪に関わった別個に管理されている業務分野の、過去の行為または犯罪記録のみが、使用される。(d)項上、別個に管理されている業務分野を有する団体に関して、保護観察の条件に対する違反に、類似の非行の実行が関わっていたかどうかを決定するにあたっては、当犯罪に関わった別個に管理されている業務分野の、過去の非行のみが、使用される。
6. (c)項上、団体または別個に管理されている業務分野の過去の経緯を決定するにあたっては、その法律的な構造または所有権は問題にせず、基礎をなす経済的実体(economic entity)の行為を検討するものとする。例えば、2 つの会社が合併し、合併会社内で、別個の部局および別個に管理されている業務分野となっていた場合、各部局は、その被合併会社(predecessor company)の過去の経緯を引き続き有する。1 つの会社が組織変更を行ない(reorganized)新たな法主体(legal entity)となった場合、新会社は、被合併会社の過去の経緯を引き続き有する。これに反して、ある会社が、別の会社の物理的資産は買収したものの、その会社の継続事業は買収しなかった場合、物理的資産を売却した会社の過去の経緯は、資産を買収した会社に移転しない。しかしながら、ある団体が、適切な連邦政府官吏による勧誘に応じて別の団体を取得した場合には、取得された団体の過去の経緯は、取得した団体に帰せられないものとする。
7. (c)項(1)号(B)および(c)項(2)号(B)上、民事判断または行政判断は、当犯罪の所定期間(10 年または 5 年)以内に行われていなければならない。

8. 犯罪基準が、第(e)項に列記された要素を含んでいるかどうか、または、かかる要素が、犯罪に固有のものであるかどうか、に拘わらず、かかる要素の有責性評点を調整する。
9. 第(e)項は、妨害が団体のためになされた場合に適用され、個人が、自身の非行を団体に対して隠蔽していた場合には適用されない。§ 3C1.1(司法の運営 (administration of justice)に対する妨害または邪魔)の注釈は、妨害を構成する行為の種類に関する手引きを提供している。
10. 第(f)項の 2 番目の但書は、団体が、内部調査を行なう合理的な期間が認められることを企図している。更に、この但書によれば、その時点で利用可能な情報に基づき、団体が、犯罪は一切行われていなかつたという結論に合理的に到達した場合には、一切の報告を要しない。
11. 第(f)項または(g)項(1)号で使用されている「適切な政府当局」とは、連邦または州の法律執行、規制またはプログラム担当の官吏であって、かかる問題に管轄権を有する者、を意味する。第(g)項(1)号に基づく減点を受ける資格を得るためにには、適切な政府当局への報告は、団体自身の指示に基づいてなされていなければならない。
12. 第(g)項(1)号または(g)項(2)号に基づく減点を受ける資格を得るためにには、協力は、迅速かつ徹底的でなければならない。迅速であるためには、協力は、基本的に、団体に刑事捜査が正式に通知されると同時に、開始されなければならない。徹底的であるためには、協力は、団体が知る直接関係のある情報全ての開示が含まれていなければならない。団体が直接関係のある情報全てを開示したかどうかの、最重要の判断基準 (prime test) は、犯罪の性格および程度、ならびに、犯罪行為に責任を有する個人を、法律執行官が特定するのに、情報が充分であるかどうかである。しかしながら、評価を受けるべき協力は、団体自身の協力であり、団体内の個人の協力ではない。ある特定の個人の協力が得られないことを理由として、団体が、完全に協力しようと努力したにもかかわらず、団体および法律執行官の両方が、団体内の有責個人 (culpable individual(s)) を特定できない場合、団体は、完全に協力したものと認められる可能性が残される。
13. 犯罪およびこれに関わる行為に加わったことを正直に自白した有罪の答弁を、正式事実審理前に登録することは、通常、第(g)項上の責任の積極的承諾の重要な証拠となる。ただし、かかる責任の承諾と矛盾する団体の行為がこれを上回る場合には、この限りではない。この調整は、次のような団体に適用することを意図していない。すなわち、有罪の極めて重要な事実要素を否定することによって、正式事実審理での立証責任を政府に負わせ、有罪判決を受け、その後はじめて、有罪を認めて悔悛の情を表明するような団体。しかしながら、正式事実審理による有罪判決は、団体が、かかる減点についての考慮を受けることを、自動的に排除するものではない。ごくまれな状況において、団体は、正式事実審理に対する自身の憲法上の権利行使しつつも、自身の犯罪行為に対する責任の承諾

を明白に主張することができる。これは、例えば、団体が正式事実審理に進み、事実問題に基づく罪(factual guilt)に関係のない争点を主張および留保する場合に発生する(例:ある法律の合憲性について争い(constitutional challenge)、または、ある法律が自身の行為に対して適用できるかどうかについて争う場合)。しかしながら、それぞれのかかる場合において、団体が責任を承諾していたのかどうかの決定は、第一に、正式事実審理前の陳述および行為に基づいてなされる。

14. 第(g)項に関する決定を行なうにあたり、裁判所は、団体が、責任の認識および積極的承諾を明白に表明したことを示すために、団体のC.E.O.または最高位の職員が、判決言渡し手続に出廷すべきかどうか、を決定することができる。

**背景:**第(b)項に基づき有責性評点が引き上げられるのは、相関関係にある3つの原則に基づく。第一に、団体を経営する個人、または団体のために行為する際にかなりの裁量権(substantial discretion)を有する個人が、犯罪行為に参加し、犯罪行為を目撃し、または犯罪行為を故意に無視した場合、団体は、より有責性が高い。第二に、団体がより大きくなると、その経営陣は、より専門的(professional)になるのであるから、かかる経営陣が犯罪行為に参加し、犯罪行為を目撃し、または犯罪行為を故意に無視することは、信任に対する違反または職権の濫用の度合が、より高い。第三に、団体の規模が大きくなるにつれ、当犯罪に反映されたものを越える犯罪行為が行われる危険もまた、経営陣によるかかる犯罪の許容性が浸透している場合は常に、増大する。団体の規模および経営陣の専門性が上がるのを根拠として、第(b)項は、団体の規模、ならびに、実質的権限を有する職員の関わりのレベルおよび程度に基づき、有責性評点を徐々に引き上げている。

経緯注記: 1991年11月1日発効(附表C修正422参照)

### § 8C2.6. 最小乗数および最大乗数

§ 8C2.5(有責性評点)の有責性評点を用い、かつ、適用されるべき第2章の罰金に対する特別指示を適用して、下記の表から、適用されるべき最小および最大の罰金乗数を決定する。

<u>有責性評点</u>	<u>最小乗数</u>	<u>最大乗数</u>
10 以上	2.00	4.00
9	1.80	3.60
8	1.60	3.20
7	1.40	2.80
6	1.20	2.40
5	1.00	2.00
4	0.80	1.60
3	0.60	1.20
2	0.40	0.80
1	0.20	0.40
0 以下	0.05	0.20

### 注釈

#### 適用注記:

1. 1.1(競争者間での、入札談合、価格操作または市場割当合意)の罰金に対する特別指示は、かかる基準によって網羅される場合における、最小乗数および最大乗数の最低値を定めている。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C2.7. 基準罰金限度 — 団体

- (a) 基準罰金限度の最低額は、§ 8C2.4(基本罰金)に基づき決定された基本罰金に、§ 8C2.6(最小乗数および最大乗数)に基づき決定された、適用されるべき最小乗数を掛けることによって決定される。
- (b) 基準罰金限度の最高額は、§ 8C2.4(基本罰金)に基づき決定された基本罰金に、§ 8C2.6(最小乗数および最大乗数)に基づき決定された、適用されるべき最大乗数を掛けることによって決定される。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C2.8. 限度内罰金決定(方針についての記述)

- (a) 適用されるべき基準限度内で罰金額を決定するにあたり、裁判所は、次のことを考慮しなければならない。
- (1) 判決が、犯罪の重大性を反映すること、法律の尊重を促進すること、正当な制裁を加えること、充分な抑止力を与えること、および、団体による犯罪の再発から公衆を保護することの必要性。
  - (2) 団体の犯罪の中の役割。
  - (3) 団体の行為から生起する民事上の義務を含む、有罪判決に付隨する結果。
  - (4) 犯罪によって生じまたは脅かされる非金銭的損失。
  - (5) 犯罪が、弱者被害者(*vulnerable victim*)を巻き込んでいるかどうか。
  - (6) 犯罪行為に参加し、犯罪行為を目撃し、または、故意に犯罪行為を無視した、団体の上級職員または団体の部署の上級職員の中の個人の過去の犯罪記録。
  - (7) § 8C2.5(c)に基づき考慮されるもの以外の、団体による過去の民事上または刑事上の非行。
  - (8) § 8C2.5(有責性評点)に基づく有責性評点で、10超または0未満のもの。
  - (9) 1つ以上の、§ 8C2.5(有責性評点)に定められた軽減または加重要素の条件が、部分的に、だが、不完全に満たされていること。および、
  - (10) 18 U.S.C. § 3572(a)に列記されている要素。
- (b) 更に、裁判所は、限度を決定するために用いた要素の、相対的な重要性を考慮することができる。これには、犯罪に起因して生じた金銭的損失、犯罪の結果生じた金銭的利得、犯罪レベルを決定するために用いた犯罪の具体的な性格、および、有責性評点を決定するために用いた軽減または加重要素が含まれる。

#### 注釈

適用注記:

1. 第(a)項(2)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、団体の犯罪の中の役割を考慮すべきことを定めている。この考慮は、基準罰金限度が、団体の犯罪の中の役割を考慮に入れていない場合、特に適切である。例えば、独占禁止法違反事件

における基準罰金限度は、団体が、共同謀議の首謀者(organizer)またはリーダーであったかどうか、を考慮に入れていない。一般的に、かかる犯罪で主導的役割をとった団体には、基準罰金限度内より高額な罰金が適切である。

2. 第(a)項(3)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、団体の行為から生起する民事上の義務を含む、有罪判決に付隨する結果、を考慮すべきことを定めている。一般則として、付隨する結果によって、単に被害者が無傷の状態に戻るだけでは、基準限度内で罰金を減額する根拠とはならない。刑事上および民事上の制裁が、被害者を無傷の状態に戻しそうもない場合、これは、基準限度内より高額の罰金の根拠となり得る。懲罰的付隨制裁が、団体に既に課されまたは課されるはずである場合、これは、基準限度内より低額の罰金の根拠となり得る。
3. 第(a)項(4)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、犯罪によって生じまたは脅かされる非金銭的損失、を考慮すべきことを定めている。犯罪によって生じまたは脅かされる非金銭的損失(例:生命の喪失または喪失の恐れ;精神的被害;国防への脅威)が、基準罰金限度を設定するにあたって充分に考慮されていない場合、この要素は、基準限度内より高額の罰金の根拠となる。この要素は、基準罰金限度が、犯罪レベルによってというよりは金銭的損失または利得によって決定される場合、適用される可能性が、より高い。なぜなら、第2章の犯罪レベルは、しばしば、実際のまたは脅かされる非金銭的損失を考慮に入れるからである。
4. 第(a)項(6)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、団体または団体の部署の上級職員の中の個人の過去の犯罪記録、を考慮すべきことを定めている。上級職員の中の個人は、団体もしくは団体の部署を実質的に管理(substantial control)するか、または、団体内もしくは団体の部署内の方針策定に重要な役割(substantial role)を占めるか、のいずれかであるのであるから、かかる個人の過去の刑事上の非行は、団体の適切な罰金決定に関連性を有し得る。
5. 第(a)項(7)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、§ 8C2.5(c)に基づき考慮されるもの以外の、団体による過去の民事上または刑事上の非行、を考慮すべきことを定めている。§ 8C2.5(c)に基づき考慮される民事上および刑事上の非行は、基準罰金限度を引き上げる。§ 8C2.5(c)に基づき考慮されるもの以外の民事上または刑事上の非行は、限度内より高額の罰金の根拠となり得る。違法性の定型(pattern of illegality)を伴う事件の場合、基準を超えて逸脱すること(upward departure)が正当化され得る。
6. 第(a)項(8)号は、裁判所が、基準罰金限度内で罰金を設定するにあたり、10超または0未満の有責性評点、を考慮すべきことを定めている。有責性評点が10を上回って加点される場合、これは、限度内より高額の罰金の根拠となり得る。同様に、有責性評点が0

を下回って減点される場合、これは、限度内のより低額の罰金の根拠となり得る。

7. 第(b)項上、裁判所は、限度内で罰金を決定するにあたり、限度を決定するにあたって考慮した要素を考慮することができる。これは、裁判所が、同一の犯罪レベルではあるものの重大性において異なる事件(例:犯罪レベルが 12 の 2 件の詐欺事件で、1 件は \$ 21,000 の損失をもたらし、もう 1 件は \$ 40,000 の損失であった場合)間に区別を設けることを可能とするものである。同様に、これは、裁判所が、同一の加重要素を有するものかかる要素の度合に幅がある 2 件の事件(例: § 8C2.5(c)(2)に基づく有責性評点に対する上方調整のある 2 件の事件(従前の刑事判断が当犯罪の開始から 5 年以内の場合であって、一方は、有罪判決が 1 回だけであるが、もう一方は、有罪判決が 2 回以上の場合))間に区別を設けることを可能とする。

背景: 第(a)項は、18 U.S.C. § 3553(a)および § 3572(a)に基づき裁判所が考慮を要する要素、ならびに、ある特定の事件に関連性を有する可能性があると委員会(Commission)が決定した追加的要素、を含んでいる。18 U.S.C. § 3572(a)に基づき考慮を要する多数の要素(例: 金銭的損失、団体の規模)は、罰金限度を決定するために、このサブパートの罰金基準に基づき使用され、従って、この基準の(a)項で繰り返して特段に記載はしていない。まれに、この条に列記された要素は、逸脱の根拠となり得る。

経緯注記: 1991 年 11 月 1 日発効 (附表 C 修正 422 参照)

### § 8C2.9. 不当利得の引出し(disgorgement)

裁判所は、§ 8C2.8(限度内罰金決定)に基づき決定した罰金に、犯罪の結果団体に生じた利得であって、不当利得返還として、または、その他の救済措置を目的として、これまでに支払われておらず、かつ、これからも支払われないはずのもの、を追加するものとする。

#### 注釈

適用注記:

- この条は、救済目的で団体から、これまでに奪取されておらず、かつ、これからも奪取されないはずの利得の金額を、罰金に追加することを確保することを目的としている。一般的に、この条は、犯罪が、特定可能な被害者に被害をもたらしていないことを理由として、団体が、犯罪の結果利得を得ていたにも拘わらず、不当利得返還または救済努力を要求されない場合、すなわち、資金洗浄、猥褻罪、および、行政犯罪(*regulatory reporting offenses*)等に適用される。犯罪の悪影響を救済するために既に費やされまたは費やす予定の金員、すなわち、欠陥製品の改造費用等は、引き出される利得(*disgorged gain*)と見なすべきである。団体が既に行ないまたは行なう予定の救済努力の費用が、犯罪の結果生じた利得と同額またはこれを超える場合には、この条は適用されない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C2.10. 他の訴因に対する罰金の決定

§ 8C2.1(罰金基準の適用範囲)で網羅されていない訴因については、裁判所は、18 U.S.C. § 3553 および § 3572 の規定を適用することによって、適切な罰金を決定すべきである。裁判所は、§ 8C2.8(限度内罰金決定)および § 8C2.9(不当利得の引出し)に基づき決定された罰金に追加して課すべき罰金があれば、これの適切な罰金額を決定すべきである。

#### 注釈

背景: 委員会は、§ 8C2.1(罰金基準の適用範囲)によって網羅されていない訴因に対する罰金の設定を規律する基準を未だ公表していない。かかる訴因については、裁判所は、量刑を規律する一般的な制定法規定に基づき、適切な罰金を決定すべきである。基準によって網羅されている訴因に加えて、基準によって網羅されていない訴因が存在する事件の場合、裁判所は、基準によって網羅されている訴因には罰金基準を適用し、更に、基準によって網羅されていない訴因について、適宜、追加金額を、その罰金に追加するものとする。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

\* \* \* \* \*

### 3.罰金刑の執行

#### § 8C3.1. 罰金を課すこと

- (a) 法律によって許可される最高罰金、または、法律によって要求される最低罰金によって規制される範囲を除き、罰金または罰金限度は、適宜、§ 8C1.1(罰金決定 — 犯罪目的団体)、§ 8C2.7(基準罰金限度 — 団体)および§ 8C2.9(不当利得の引出し)、または、§ 8C2.10(他の訴因に対する罰金の決定)に基づき決定されるものとする。
- (b) 最低基準罰金が、法律によって許可される最高罰金を上回る場合、法律によって許可される最高罰金が基準罰金となるものとする。
- (c) 最高基準罰金が、法律によって要求される最低罰金を下回る場合、法律によって要求される最低罰金が基準罰金となるものとする。

#### 注釈

背景:この条は、有罪判決の訴因に対して、この章に基づき決定される罰金または罰金限度と、法律によって許可される最高罰金および法律によって要求される最低罰金との、相互作用を定めるものである。罰金刑を規定する一般的な法律規定は、18 U.S.C. § 3571に定められている。

団体が、複数訴因で有罪判決を受けた場合、法律によって許可される最高罰金は引き上げられ得る。例えば、団体が、\$ 200,000 の詐欺に関する3つの重罪訴因で有罪判決を受けた場合、法律によって許可される最高罰金は、各訴因について \$ 500,000 であり、加重最高許可罰金は、\$ 1,500,000 となる。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C3.2. 罰金の支払 — 団体

- (a) 被告人が、主として犯罪目的のために、または、主として犯罪的手段で、活動を行なっていた場合、罰金の即時支払を要求するものとする。
- (b) その他の場合においても、団体が、即時支払をなすことが財務上不可能であること、または、かかる支払が、団体に不当な負担を負わせるであろうことを裁判所が認定する場合を除き、罰金の即時支払を要求するものとする。裁判所が、即時支払以外の支払を許可する場合には、裁判所は、確定日での支払を要求すること、または、分割払いのスケジュールを設定すること、のいずれかによって、最も早い可能日に全額支払うよう要求するものとする。

#### 注釈

適用注記:

1. 裁判所が、即時支払以外の支払を許可する場合、支払のために定める期間は、いかなる場合においても、5年を超えないものとする。18 U.S.C. § 3572(d)

経緯注記: 1991年11月1日発効 (附表C修正422参照)

### § 8C3.3. 支払不能に基づく罰金減額

- (a) 裁判所は、かかる罰金が、被害者への不当利得返還能力を損なわない範囲で、そうでなければ § 8C1.1(罰金決定 — 犯罪目的団体)、または、§ 8C2.7(基準罰金限度一団体)および § 8C2.9(不当利得の引出し)によって、要求される罰金を、下回るよう罰金を減額するものとする。
- (b) 裁判所は、次の場合には、そうでなければ § 8C2.7(基準罰金限度一団体)および § 8C2.9(不当利得の引出し)によって、要求される罰金を、下回る罰金を課することができる。すなわち、裁判所が、団体は、§ 8C2.7(基準罰金限度一団体)および § 8C2.9(不当利得の引出し)によって要求される最低罰金の支払を、現在できず、かつ、合理的な分割払いスケジュールを立てたとしても、将来できるようになる見込みがない、と認定する場合。

ただし、この項に基づく減額は、団体の継続的存続能力 (continued viability) を実質的に危うくすることを回避するために必要なものを超えないものとする。

## 注釈

適用注記:

1. この条の目的上、団体は、§ 8C3.2(罰金の支払 — 団体)に基づく分割払いのスケジュールを立てたとしても、かかる罰金支払が、団体の継続的存続(*continued existence*)を実質的に危うくする場合、最低罰金の支払をすることができない。

**背景:**第(a)項は、裁判所は、団体が犯罪に対する不当利得返還を行なう能力を損なわない範囲のみに限り、罰金またはその他の金銭的刑罰を課する、という 18 U.S.C. § 3572(b)の要件を遂行する。しかしながら、この条は、犯罪目的団体が、不当利得返還支払を行なうために業務を継続することを許可するものではない。

経緯注記: 1991 年 11 月 1 日発効 (附表 C 修正 422 参照)

### § 8C3.4. 非公開団体(closely held organization)の所有者によって支払われる罰金

裁判所は、各人が団体の権益を 5% 以上所有する 1 人以上の個人が、団体が刑の宣告を受けるものと同一の犯罪行為に対する連邦刑事手続で既に、罰金を課されている場合には、非公開団体に課される罰金と相殺することができる。かかる相殺の金額は、かかる個人らに課された合計罰金に、団体におけるかかる個人らの権益の合計割合を掛けて導き出される金額を超えないものとする。

## 注釈

適用注記:

1. この条の目的上、団体は、その規模に拘わらず、比較的小人数の個人がこれを所有している場合、非公開団体である。団体が非公開団体であるためには、所有権と経営が、必ずしも完全に共通することを要しない。
2. この条は、個人に課される罰金であって、団体が刑の宣告を受けるものとは別の犯罪行為から生起したもの、には適用されない。

**背景:**実務目的上、大抵の非公開団体は、その所有者たる経営者(owner-managers)の分身(alter egos)である。非公開会社(closely held corporation)による犯罪行為の場合、団体および有責個人(culpable individual(s))の両者に、有罪判決が下され得る。かかる場合の一般則として、団体に課される罰金を、刑の宣告を受けた個人の所有権益割合、および、かかる個人に課された罰金高(magnitude of the fine)、を反映する金額によって相殺することにより、適切な制裁を得ること

ができる。例えば、団体が5人の個人によって所有されており、その各人が20%の権益を有している場合において、3人の個人が有罪判決を受け、かかる3人に課された罰金合計(combined fine)が\$100,000になったとする。この例において、団体に課される罰金は、3人の罰金合計額の60%を上限として、すなわち、\$60,000まで、相殺され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

\* \* \* \* \*

#### 4. 基準罰金限度からの逸脱

##### 序文

逸脱を規定する規定は、18 U.S.C. § 3553(b)に定められている。逸脱は、「記載されているものは異なる量刑に帰着したはずの、基準を作成する際に、量刑委員会(Sentencing Commission)によって充分に考慮に入れられていなかつた、ある種のまたはある度合の、加重または軽減の根拠となる事情、が存在する」と、裁判所が認定する場合、正当化され得る。このサブパートは、一定の犯罪との関係で、基準によって充分に考慮に入れられていなかつた可能性のある、一定の要素を記載する。逸脱が正当化されるかどうかを裁定するにあたって、裁判所は、かかる要素が、基準によって充分に考慮に入れられている範囲、および、特定の事件における、かかる要素の相対的重要性または実質的価値(substantiality)、を考慮すべきである。

第5章パートK(逸脱)の方針についての記述が団体に関連性を有する範囲で、適用されるべき基準罰金限度からの逸脱は、正当化され得る。第5章パートKに列記されている幾つかの要素であつて、特に団体に適用されるべきものは、このサブパートに列記する。第5章パートKに列記されているその他の要素は、特定の場合に、適用されることもある。このサブパートは、逸脱の根拠を構成し得ると委員会が信ずる要素を列記するが、リストは、網羅的なものではない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

##### § 8C4.1. 当局への実質的な(substantial)支援 — 団体(方針についての記述)

- (a) 被告人が、犯罪を犯した別の団体の捜査もしくは刑事訴追手続において、または、犯罪を犯した個人であつて被告人と直接関係のない者の捜査もしくは刑事訴追手続において、実質的な支援を行ったことを述べる政府の申立てを受けて、裁判所は、基準から

逸脱することができる。

- (b) 適切な軽減は、記録に記載された理由であって、次のものについての考慮を含むがそれらに限定されないもの、に対して、裁判所によって決定されるものとする。
- (1) 行われた支援についての政府の評価を考慮に入れた、団体の支援の重要性および有用性についての裁判所の評価。
  - (2) 団体の支援の性格および度合。および、
  - (3) 団体の支援の迅速性。

#### 注釈

適用注記:

1. この条に基づく逸脱は、団体と直接関係のない個人によって、または、他の団体によって、行われた犯罪の捜査または刑事訴追手続において、実質的な支援が行なわれた場合に用いられる想定している。団体が刑の宣告を受ける犯罪に対して責任を負う団体の代理人の捜査または刑事訴追手続において行われた支援に用いられることは想定していない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.2. 生命または傷害の危険(方針についての記述)

犯罪が、死亡もしくは傷害に帰着し、または、予見可能な生命もしくは傷害の危険を伴っていた場合、基準を超えて逸脱すること(upward departure)が正当化され得る。かかる逸脱の度合は、要素の中でも特に、被害の性格、および故意になされ(intended)または知りながら危険にさらした(knowingly risked)被害の度合、ならびに、かかる被害または危険が、適用されるべき基準罰金限度内で考慮に入れられている度合に依拠すべきである。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.3. 国防への脅威(方針についての記述)

犯罪が国防への脅威を構成する場合、基準を超えて逸脱することが正当化され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.4. 環境への脅威(方針についての記述)

犯罪が環境への脅威を呈する場合、基準を超えて逸脱することが正当化され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.5. 市場への脅威(方針についての記述)

犯罪が、市場の健全性(integrity)または継続的存続(continued existence)への危険を呈する場合、基準を超えて逸脱することが正当化され得る。この条は、民間市場(例:金融市場、一次産品市場または消費者物資市場)および公的市場(例:政府契約)の両方に適用可能である。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.6. 汚職(方針についての記述)

団体が、犯罪に関連して、官吏へ贈賄しもしくは不法に贈物を供与し、または、官吏へ贈賄しもしくは不法に贈物を供与しようと企てもしくは謀議した場合、基準を超えて逸脱することが正当化され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.7. 公法人(方針についての記述)

団体が公法人である場合、基準を下回って逸脱すること(downward departure)が正当化され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.8. 被害者としての団体の構成員または受益者(方針についての記述)

団体の、株主以外の構成員または受益者が、犯罪の直接的被害者である場合、基準を下回って逸脱することが正当化され得る。団体の構成員または受益者が、犯罪の直接的被害者である場合、団体に罰金を課することは、抑止効果を達成することなく、犯罪の被害者の負担を増大させる可能性がある。かかる場合において、罰金は適当ではない可能性がある。例えば、労働組合が年金基金の横領で有罪判決を受けた場合には、逸脱は至当たり得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.9. 利得を大きく上回る救済費用(方針についての記述)

団体が、犯罪に起因して生ずる救済費用であって、犯罪の結果団体が得た利得を大きく上回るもの支払いまたは支払うことに同意した場合、基準を下回って逸脱することが正当化され得る。かかる場合、充分な制裁および抑止を達成するために、実質的罰金は必要でない可能性がある。逸脱が至当であるかどうかを裁定するにあたり、裁判所は、実質的権限を有する職員が犯罪に関わっていたレベルおよび度合、ならびに、利得を上回る損失の程度、を考慮すべきである。上級職員の中の個人が犯罪に関わっていた場合には、この条に基づく逸脱は至当とはならない。実質的権限を有する職員が犯罪に関わっていたレベルが低くなりかつ犯罪に関わっていた度合がより限定的になるほど、および、救済費用が利得を既に上回りまたは上回る見込みである程度が上がるほど、充分な制裁および抑止を達成するための実質的罰金の必要性は低くなる。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.10. 法律違反を予防および発見する強制的プログラム(方針についての記述)

団体の有責性評点が、§ 8C2.5(f)(法律違反を予防および発見する有効なプログラム)に基づき減点される場合において、団体が既に、明確に団体に向けてなされた裁判所命令または行政命令に応じて、そのプログラムを実行していたときには、かかる減点を、全部または一部、相殺するために、基準を上回って逸脱することが正当化され得る。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8C4.11. 例外的団体の有責性(方針についての記述)

団体の有責性評点が10を上回る場合、基準を上回って逸脱することは至当たり得る。

実質的権限を有する職員の中の個人が一切、犯罪に参加し、犯罪を目撃し、または故意に犯罪を無視しておらず;団体が、法律違反を予防および発見する有効なプログラムを、犯罪発生時点で既に、備えており;かつ、基本罰金が、§ 8C2.4(a) (1)および§ 8C2.4(a) (3)、または、第2章(犯罪行為)の罰金に対する特別指示、に基づき決定される場合、基準を下回って逸脱することが正当化され得る。これらの基準が満たされる場合、裁判所は、団体の有責性は例外的に低く、従つて、損失、犯罪レベルまたは第2章の特別指示に基づく罰金は、量刑の目的を達成するために必要なものよりも高い、基準罰金限度に帰着する、と認定することができる。にも拘わらず、かかる罰金は、§ 8C2.4(a) (2)に基づき決定される場合を下回るべきではない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

## パートD — 団体保護観察

### 序文

第8D1.1条は、保護観察期間の宣告が要求される状況を定める。第8D1.2条から第8D1.5条までは、保護観察期間の長さ、保護監察の条件および保護観察条件への違反を取り扱う。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 第8D1.1. 保護観察を課すこと — 団体

- (a) 裁判所は、次の場合には保護観察期間を命令するものとする。
- (1) 不当利得返還(§8B1.1)の支払を確保するため、救済命令(§8B1.2)を執行するため、または、社会奉仕(§8B1.3)の完了を確実にするために、かかる刑の宣告が必要である場合。
  - (2) 団体が、金銭制裁(例：不当利得返還、罰金または特別査定)の支払を宣告される場合において、制裁金が刑の宣告の時点で全額支払われず、従って、団体が支払をなす能力を保護する(safeguard)必要がある場合。
  - (3) 刑の宣告の時点で、職員数50人以上の団体が、法律違反を予防および発見する有効なプログラムを有していない場合。
  - (4) 団体が、刑の宣告前5年内に、従前の刑事判断による決定を受けた、類似の非行を行っており、かつ、当犯罪の基礎をなす非行の一部でも、かかる判断後に発生していた場合。
  - (5) 当犯罪が行われた団体または団体の部署の上級職員の中の個人が、当犯罪の基礎をなす非行に参加しており、更に、かかる個人が、刑の宣告前5年内に、従前の刑事判断による決定を受けた、類似の非行を行っており、かつ、当犯罪の基礎をなす非行の一部でも、かかる判断後に発生していた場合。
  - (6) 団体内で、犯罪行為が将来行なわれる可能性を減少させるための変更が行なわれることを確実にするために、かかる刑罰が必要である場合。
  - (7) 団体に課される刑罰が、罰金を含まない場合。または、
  - (8) 18 U.S.C. § 3553(a)(2)に定められる刑罰の目的の1つ以上を遂行するために必要な場合。

### 注釈

背景: 18 U.S.C. § 3561(a)上、団体は、保護観察期間の宣告を受け得る。18 U.S.C. § 3551(c)上、団体に課される刑罰が、罰金を含まない場合、保護観察期間を課すことが要求される。

経緯注記: 1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8D1.2. 保護観察期間 — 団体

- (a) 次の場合において保護観察処分が課されるときには ——
- (1) 重罪事件の場合、保護観察期間は、最低でも1年間とし、最高でも5年間を超えないものとする。
  - (2) その他の事件の場合、保護観察期間は、最高でも5年間を超えないものとする。

### 注釈

適用注記:

1. 保護観察期間は、基準によって定められた制限の範囲内で、保護観察期間を課するにあたっての裁判所の具体的な目的を遂行するために充分な長さとすべきであるが、その必要を超えて長くすべきではない。この条に定められている保護観察期間は、18 U.S.C. § 3561(b)に規定されているものである。

経緯注記: 1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8D1.3. 保護観察の条件 — 団体

- (a) 18 U.S.C. § 3563(a) (1)に従い、全ての保護観察処分は、団体が、保護観察期間中、別の連邦、州または地方自治体(local)の犯罪を犯さないこと、という条件を含むものとする。
- (b) 18 U.S.C. § 3563(a) (2)に従い、重罪に対して保護観察処分が課される場合、裁判所は、保護観察の条件として、次のうちの最低1つを課するものとする:(1)不当利得返還、(2)18 U.S.C. § 3555に従う犯罪の被害者への通知、または(3)団体が、所定の土地も

しくは地区に居住しもしくは居住しないよう要求する命令。ただし、裁判所が、記録に基づき、かかる条件を課することを明らかに不当とする異常な状況が存在すると認定する場合については、この限りではなく、かかる場合には、裁判所は、18 U.S.C. § 3563(b)に定める他の条件の1つ以上を課するものとする。

**注記:**合衆国法律集第18編3563条(a)項(2)号は、異常な状況が存在しない場合、重罪の有罪判決を受けた被告人は、18 U.S.C. § 3563(b) (2)、(b) (3)および(b) (13)に定める条件の最低1つを遵守するものとすること、を規定している。1996年反テロリズム・有効死刑法(Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996)が制定される前は、それらの条件は、罰金((b) (2))、不当利得返還命令((b) (3))、および、社会奉仕((b) (13))であった。変更が意図されていたかどうかに拘わらず、同法は、18 U.S.C. § 3563(b)の罰金条件を削除し、不当利得返還および社会奉仕条件の番号を付け替えたが、これに対応する変更を、18 U.S.C. § 3563(a) (2)上の参考条項に行なわなかった。従って、現在参照される条件は、不当利得返還((b) (2))、18 U.S.C. § 3555に従う犯罪の被害者への通知((b) (3))、および、被告人が、所定の土地または地区に居住しましたは居住しないことを要求する命令((b) (13))である。

- (c) 裁判所は、(1)犯罪の性格および状況、または、団体の経緯および特性と合理的に関係し、かつ(2)量刑の目的を達成するために必要な、自由または財産の剥奪のみを伴う、別の条件を課することができる。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）。  
発効日1997年11月1日をもって修正（附表C修正569参照）

#### § 8D1.4. 推奨される保護観察の条件 — 団体(方針についての記述)

- (a) 裁判所は、団体に、その費用負担、ならびに、裁判所によって指定される形式および媒介を用いて、犯した犯罪の性格、有罪判決の事実、課される刑罰の性格、および、類似の犯罪の再発を予防するために講ずる予定の措置、を公表するよう命ずることができる。
- (b) § 8D1.1(a) (2)に基づき保護観察が課される場合、次の条件は、不当利得返還命令、罰金または査定の、支払を繰り延べられた部分の支払をなす団体の能力、を保護するために必要と思われる範囲において、適切であるかもしれない。
  - (1) 団体は、裁判所または保護観察官に、裁判所によって定められた間隔で、団体の財務状態および事業活動の成果、ならびに、受領した全資金の処分について